

# The Recycle One Protocol

Ver.1.1

平成 20 年 11 月 4 日  
株式会社リサイクルワン  
代表取締役 木南陽介

## 目 次

1 はじめに.....	Page 1
2 用語の定義.....	Page 2
3 本プロトコルの対象とする範囲.....	Page 3
4 GHG 算定.....	Page 4
5 カーボンオフセット業務.....	Page 6
6 情報開示.....	Page 8
7 証明書、ロゴマーク.....	Page 9
8 クレジット等の管理体制.....	Page 10
9 実施体制.....	Page 11
10 その他.....	Page 15
11 <参考資料> .....	Page 16

## 1. はじめに

近年、地域温暖化、廃棄物の増加、砂漠化・生態系の破壊、海洋・土壌汚染など様々な環境問題が山積し、その深刻度を増しつつあります。中でも地球温暖化については、京都議定書に代表されるように、対策に向けた国際的な取組みが進められています。

日本では、2008年4月より京都議定書の第一約束期間に入り、2008年7月の北海道洞爺湖サミットを契機に、温室効果ガス(以下、「GHG」という)削減という大きな課題について真剣に取り組まなければならない時期に突入しています。また、日本は2050年にGHG排出量を半減することを提案するなど、国際社会の中でイニシアティブをとらなければならない立場にあります。

そのような状況の中、国内の取組みとして、産業界では、オイルショック以降省エネ技術の開発が進んだことや、企業努力の結果、各工場でGHG削減の取組みが進んでいます。その一方で、事務所ビルや商業・サービス業といった、今までGHG削減や省エネルギーとは縁遠かった業界や、家庭部門においては、90年以降右肩上がりGHG排出量が増加しているのが現状です。

中でも、家庭部門については、消費者の意識が変わらなければGHG削減が進まない部門であり、日本政府や地方自治体、NPO 団体等を中心にこれまで地道な普及啓発に関する努力が進められてきましたが、大きな成果が上げられているとはいえない状況にあります。

消費者に対して、GHG削減のアクションを促すためには、消費活動と紐付けるような取組みが効果的といえます。「カーボンオフセット」は、消費者の意識を高めつつ、企業の経済活動の中に組み込める地球温暖化対策の手段として期待されています。

しかしながら、消費者が手軽に取り組めることや、企業にとっても販促手段として活用することが可能なことから、その取組みが活発化している一方で、日本国内においてはまだ新しい概念であることから、一部では批判の対象にもなりつつあります。

株式会社リサイクルワンでは、以上の現状を踏まえ、カーボンオフセットの取組に係る消費者・顧客の保護、取組の健全性の保持、サービス品質の向上、信頼性の向上を目的として、カーボンオフセットの取組についての自主ルールを定めた本プロトコルを策定しました。

本プロトコルは、カーボンオフセットについての取組みが日本よりも数年進んでいる英国の、カーボンニュートラル社のカーボンニュートラルプロトコル(CNP)をベースに、環境省が定めた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」、「カーボン・オフセットに関するFAQ-Ver.1.0」、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)案」、カーボン・オフセットフォーラムが定めた「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.1.0)」および英国DEFRA(Department for Environment, Food and Rural Affairs)の「Draft Code of Best Practice for Carbon Offset Providers Accreditation requirements and procedures, 2008」を参照にして作成しました。

## 2. 用語の定義

### 2.1 CERとVERについて

- ・「CER」とは、国際連合(以下、「国連」という)に審査された GHG 削減(吸収拡大)クレジット(以下、「クレジット」という)であり、京都議定書に基づくCDM プロジェクトに基づき発行されたものである。
- ・「VER」とは、国連以外の団体が審査しているクレジットであり、様々な GHG 削減・吸収プロジェクトに基づいて発行されたものである。
- ・本プロトコルでは、J-VER、JPA およびグリーン電力証書は VER に含まれると定義する。

### 2.2 その他の用語について

- ・「京都議定書」とは、気候変動に関する国際連合枠組条約の第3回締約国会議(COP3)で採択された議定書のこと。
- ・「CDM」とは、京都議定書第12条に定めるクリーン開発メカニズム(Clean Development Mechanism)のこと。
- ・「CDM理事会」とは、京都議定書第12条に定めるCDMの理事会(Executive Board)をいう。
- ・「国別登録簿」とは、日本国が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書及び同条約の締約国会議に基づいて設置する、クレジット管理のためのレジストリのこと。
- ・「GS」とは、ゴールドスタンダード(The Gold Standard)の略称であり、自然保護NGOであるWWFが定める、CDM(クリーン開発メカニズム)や JI(共同実施)プロジェクトの「質」の高さに関する認証基準のこと。VERも対象となる。
- ・「VCS」とは、ボランタリー・カーボン・スタンダード(Voluntary Carbon Standard)の略称であり、国際排出権取引協会(IETA)、「持続可能な発展のための経済人会議」(WBCSD)、国際的なNGO(非政府組織)の「クライメート・グループ」が定めた自主基準のこと。
- ・「J-VER」とは、Japan Verified Emission Reductionの略称であり、環境省が制度策定し、気候変動対策認証センターが認証する、オフセット・クレジットのこと。
- ・「JPA」とは、Japan Allowanceの略称であり、環境省の運用する自主参加型国内排出量取引制度において、目標保有参加者に対し交付される初期割当量のこと。

### 3. 本プロトコルの対象とする範囲

本プロトコルは、株式会社リサイクルワン及び合同会社カーボンニュートラルジャパンが手がけるカーボンオフセット業務及びそれに係る業務全般を対象とする。

## 4. GHG 算定

### 4.1 カーボンオフセットする対象

- ・ カーボンオフセットの対象は以下の3つとする。
  - ① 商品使用・サービス利用をした際に排出される温室効果ガス  
市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が商品を製造・使用・廃棄したり、サービスを利用したりする際に排出される温室効果ガス排出量について、当該商品・サービスと併せてクレジットを購入することでオフセットするもの。
  - ② 会議・イベント開催に伴う温室効果ガス  
国際会議やコンサート、スポーツ大会等の開催に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。
  - ③ 自己活動に伴う温室効果ガス  
市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等が、自らの活動に伴って排出される温室効果ガス排出量をオフセットするもの。

### 4.2 GHG 排出量の算定

- ・ GHG 排出量の算定においては、以下の算定基準に従うものとする。
  - ① カーボンオフセットの対象となる活動の範囲および期間(以下、「バウンダリ」という)を設定し、下記基本式に基づきバウンダリ内における「活動量」に「排出係数」を乗じることにより算定する。  
基本式：活動量×排出係数＝排出量
  - ② 算定方法については、カーボン・オフセットフォーラムの「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン」の最新版に原則として従うものとする。
  - ③ 活動量は実測データを基本とするが、不明の場合や実測データの入手が困難な場合は、適切な仮説を構築した上で使用量を推計するものとする。
  - ④ 活動量が販売個数等に伴い変動する場合は証憑書類等を確認するモニタリングを行うことを提案する。
  - ⑤ 活動量、排出係数については以下の参考資料を参照する。。
    - ◇ カーボン・オフセットフォーラム「カーボン・オフセットの対象活動から生じる GHG 排出量の算定方法ガイドライン」
    - ◇ WBCSD 及び WRI による「GHG Protocol Initiative」
    - ◇ IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories(2006)
    - ◇ Draft Code of Best Practice for Carbon Offset Providers Accreditation requirements and procedures(DEFRA, 2008)
    - ◇ Passenger transport emissions factors, Methodology paper(DEFRA, 2008)
    - ◇ (独)国立環境研究所 地球環境研究センター「産業連関表による環境負荷原単位データブック(3EID)」
  - ⑥ 排出係数については、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」の最新データに原則として従うものとするが、マニュアルに記載のない排出係数を使用する必要がある場合には、出所および根拠を明示した上で、その他の排出係数も使用可能とする。

④、⑤、⑥については、カーボンオフセットを実施する主体との協議により、都度適当と思われる算定基準を選択するものとする。

#### 4.3 カーボンオフセット量の決定

- ・ カーボンオフセット量は、4.2において算定する「バウンダリ内の GHG 排出量」に「対象とするカーボンオフセット比率」を乗じて決定する。
- ・ 「対象とするカーボンオフセット比率」は、GHG 排出量の責任の所在の考え方に基づいて、適切と考えられる比率を、カーボンオフセットを実施する主体者（以下、「実施主体」という）と協議の上決定する。

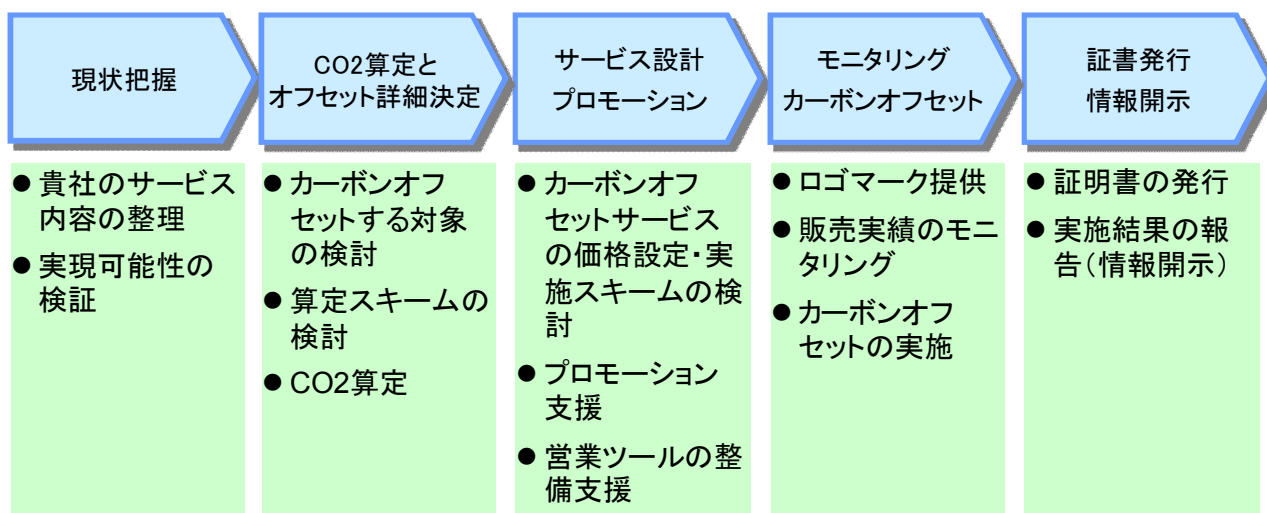
## 5. カーボンオフセット業務

### 5.1 取り扱いクレジット

- CER、VER および国の定めるカーボンオフセットに活用可能なその他のクレジットを扱うこととする。
- CERのうち、tCER および ICER については、プロジェクトの有効期限が切れた段階(tCER であれば6年目以降)において、別のクレジットによる補填が保証されているということを前提として取り扱う。
- VER については以下のとおりとする。
  - ① 原則 GS もしくは VCS に基づく VER、J-VER および JPA を原則として扱うこととする。
  - ② 実施主体からの要望がある場合には、クレジットの違いを適切に説明したうえで、これら以外の VER(グリーン電力証書も含む)を扱うことも可能とする。

### 5.2 カーボンオフセットの業務プロセス

- カーボンオフセットの業務は以下のとおり進めるものとする。  
実施主体からカーボンオフセット業務の委託を受けて、クレジットの調達、無効化(償却または取消)までの業務を代行する。



※調達については、必要に応じて随時実施し、調達時にプロジェクトの中身について確認する。

図 カーボンオフセット業務の流れ(例)

- ・ 契約後すぐにカーボンオフセットを実施する(クレジットの量が最初に決まる)場合には、以下のとおりとする。

無効化手続きの申請までの期間:実施主体との契約後 1 か月以内

(ただし、海外企業のクレジットを用いる場合で、その企業の属する国の ITL がまだ開通していない場合には、当該海外企業にて無効化を行った上で当該海外企業より証明書を発行する、ITL 開通後に無効化を実行することを約束する誓約書を発行する、またはその旨契約書に明記する、のいずれかの方法を取ることで、これを代替する。)

- ・ 商品・サービスの販売実績などに基づいてカーボンオフセットを実施する(クレジットの量が後で決まる)場合は以下のとおりとする。
  - ① 商品・サービスの販売開始後最大で、半年以内にクレジットの無効化を実行する。
  - ② 商品・サービスの販売を継続する場合は、直近のカーボンオフセット実行から半年以内にクレジットの無効化を行う。
- ・ カーボンニュートラル社がクレジットの無効化を実施する場合
  - ① リサイクルワンはカーボンニュートラル社が提供する資料に基づいて、適切に無効化が実行されたことを確認する。
  - ② カーボンニュートラル社を監査するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)より年に一度発行される監査レポートに基づき、カーボンニュートラル社がクレジットを適切に管理していることを確認する。

## 6. 情報開示

情報開示については、環境省の「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」の最新版に原則として従うものとする。

### 6.1 実施主体に対する情報開示

- ・ 実施主体に対しては、契約前に以下の説明を必ず行う。
  - ① カーボンオフセットの仕組み
  - ② 自助努力(省エネルギー、リサイクルなど)が重要であるという点
  - ③ CERとVERの違い
  - ④ カーボンオフセット手法の違い(償却と取消の違い)
- ・ カーボンオフセット実施にあたり、実施主体に対して以下の情報を開示することとする。
  - ① カーボンオフセットに用いるプロジェクトの説明
  - ② カーボンオフセットの対象とする GHG 排出量とバウンダリを含むその算定根拠
  - ③ カーボンオフセットに用いるクレジットの種類
  - ④ カーボンオフセットの手法(償却または取消)

### 6.2 消費者に対する情報開示

- ・ カーボンオフセットを謳う形で実施主体がサービス・商品を提供する場合は、環境省「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」に沿う形での情報提供の基本に、内容を検討する。
- ・ 消費者を巻き込む形のカーボンオフセットを実施する場合、ウェブページなどによって、以下の情報を消費者に提供することを実施主体に提案する。
  - ① カーボンオフセットの対象およびその GHG 排出量
  - ② GHG 排出量の算定根拠
  - ③ カーボンオフセットに用いるクレジットの種類
  - ④ カーボンオフセットに用いるプロジェクトの内容もしくは種類(風力発電など)
  - ⑤ カーボンオフセットの実施(予定)日
  - ⑥ 費用負担を行っている主体
  - ⑦ その他、環境省の「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」の最新版において求められる情報開示事項
- ・ また可能であれば以下の情報の掲載も提案する。
  - ① 地球温暖化問題の喫緊性
  - ② 排出量削減活動
  - ③ 温暖化対策以外の環境保全活動

## 7. 証明書、ロゴマーク

### 7.1 ロゴマークについて

- ・ リサイクルワンが発行するロゴマーク(参考資料参照)は、カーボンオフセットをする対象(商品・サービス)であることを示すマークであり、これからカーボンオフセットを実施する、もしくは既に実施したことを示している。

### 7.2 ロゴマークの使用について

- ・ 契約期間中(最大で1年間)、ロゴマークを使用できる権利を実施主体に与える。
- ・ 用途については、実施主体との協議に基づき、商品・サービスのパッケージや営業資料など幅広く使うことを可能とする。
- ・ 契約満了日の1ヶ月前にロゴマークの使用期限が切れることを実施主体に連絡し、今後の使用について協議するものとする。

### 7.3 証明書の発行について

- ・ CERの無効化を国内で行う場合は実施主体にとって必要な量のクレジットが国の償却口座もしくは取り消し口座への移転手続きが完了されたことをもって、証明書を発行する。
- ・ VER、海外におけるCERの無効化による場合は、取り扱い機関(CN社等)の証書の発行を持って、リサイクルワンの証書を発行する。
- ・ 証明書については、以下の2種類とする。
  - ① リサイクルワンが発行する証明書(ゴールドタイプ)
  - ② 第三者審査機関が、本プロトコルに基づきカーボンオフセットしたことを審査し、発行する証明書(プラチナタイプ)

## 8. クレジット等の管理体制

### 8.1 データ管理全般について

- ・ 原則クレジットの調達及び無効化については、株式会社リサイクルワンおよび合同会社カーボンニュートラルジャパンが実施し、年に一度会計監査を受けることとする。

### 8.2 クレジット情報の管理

- ・ 管理責任者を1名確保し、クレジットの在庫状況を管理する。
- ・ 管理状況については、定期的に上長に報告する。
- ・ クレジットの管理表はパスワード管理するものとする。
- ・ 内容の加筆、修正は管理責任者の了解が必要とする。

### 8.3 カーボンオフセットの管理

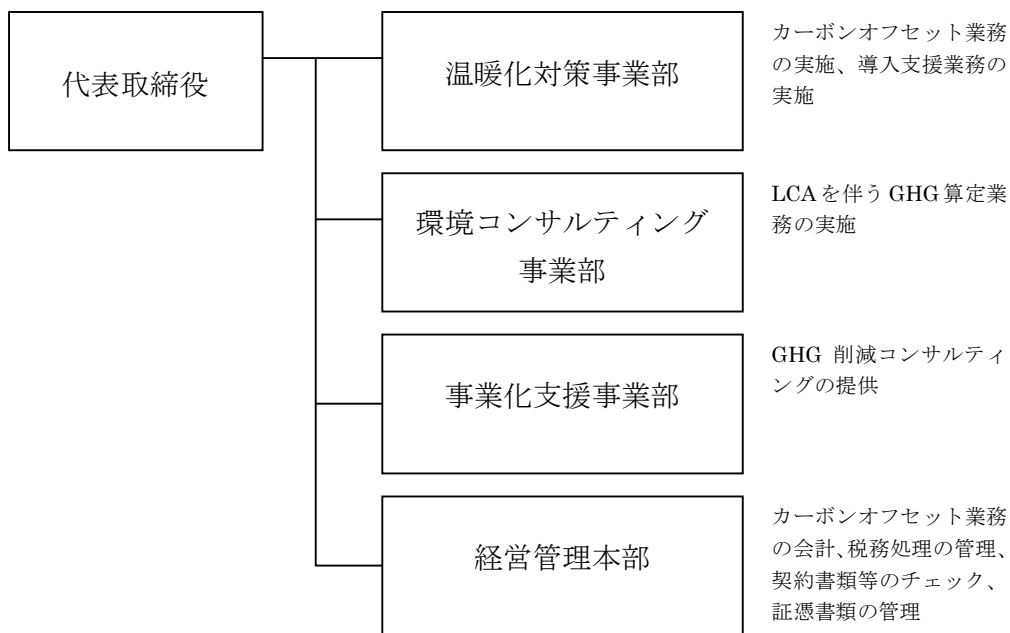
- ・ 管理責任者を1名選任し、各実施主体のカーボンオフセットの実施状況と、クレジットの在庫状況を管理する。
- ・ 管理状況については、定期的に上長に報告する。
- ・ クレジットの管理表はパスワード管理するものとする。
- ・ 内容の加筆、修正は管理責任者の了解が必要とする。

### 8.4 カーボンニュートラル社が保有するクレジット情報の管理

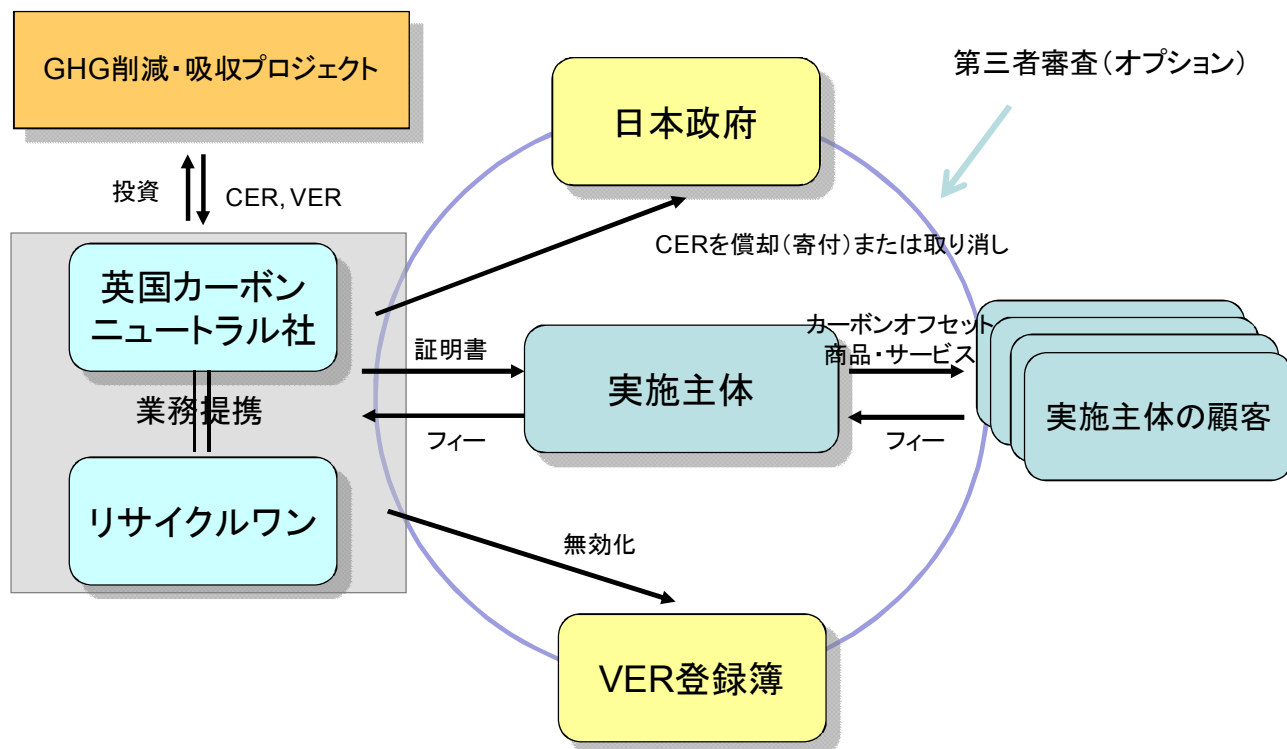
- ・ カーボンニュートラル社のプロトコル(CNP)に基づき管理する。

## 9. 実施体制

### 9.1 株式会社リサイクルワンの組織図



### 9.2 カーボンオフセット事業における外部との相互関係

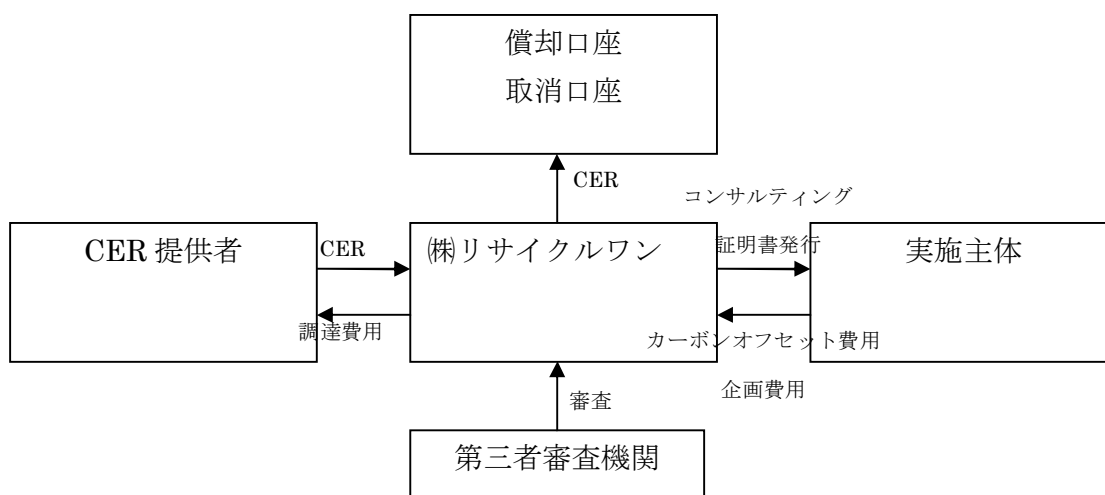


### 9.3 カーボンオフセットの仕組み

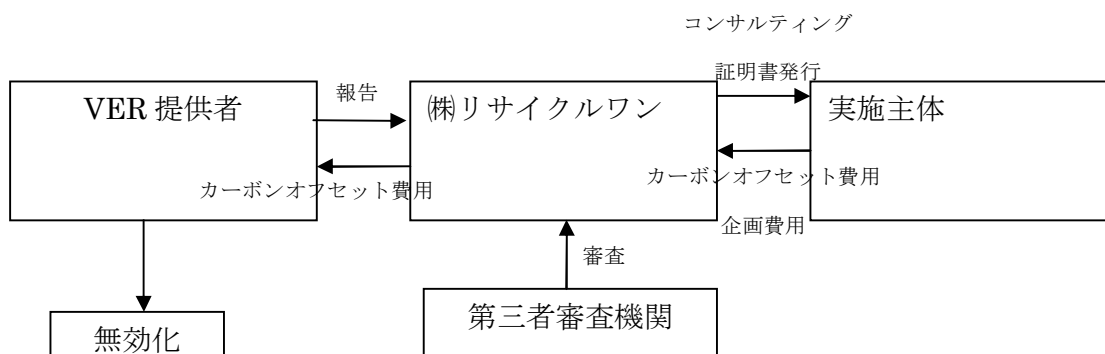
カーボンオフセットの仕組みとして、①株式会社リサイクルワンで業務を完結する仕組みと、②合同会社カーボンニュートラルジャパンを活用する仕組みの2つの方式のいずれかでカーボンオフセット業務を行う。方式の選択は、(株)リサイクルワンから実施主体に対して2つの方式の違いの説明を行った上で、両社協議の上決定する。

#### ① 株式会社リサイクルワンでカーボンオフセット業務を完結する仕組み

<CER を用いたカーボンオフセットの場合>

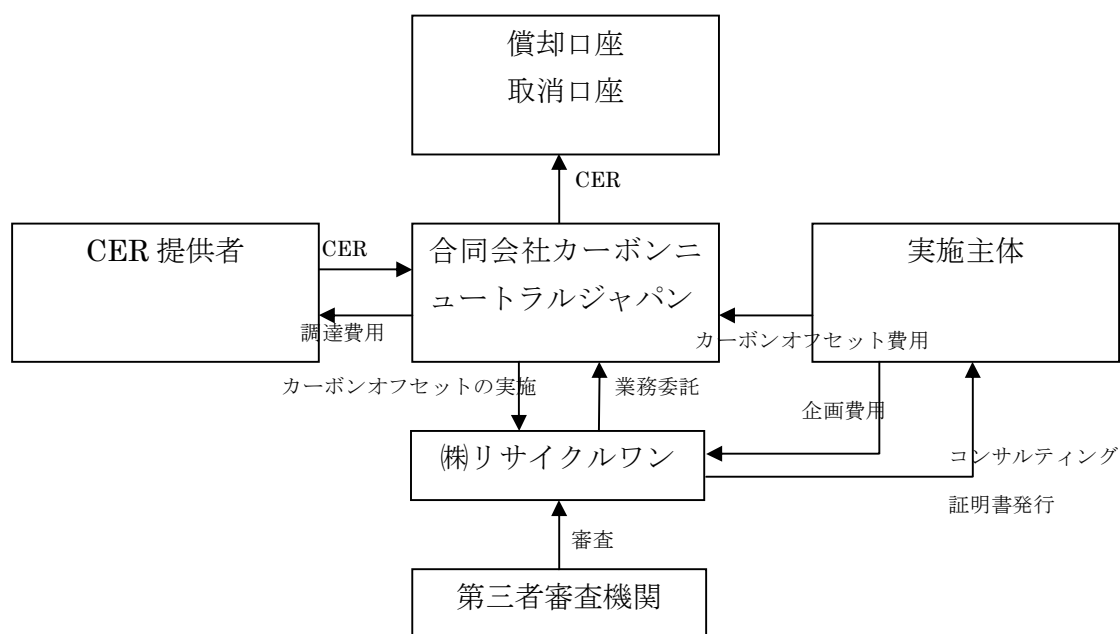


<VER を用いたカーボンオフセットの場合>

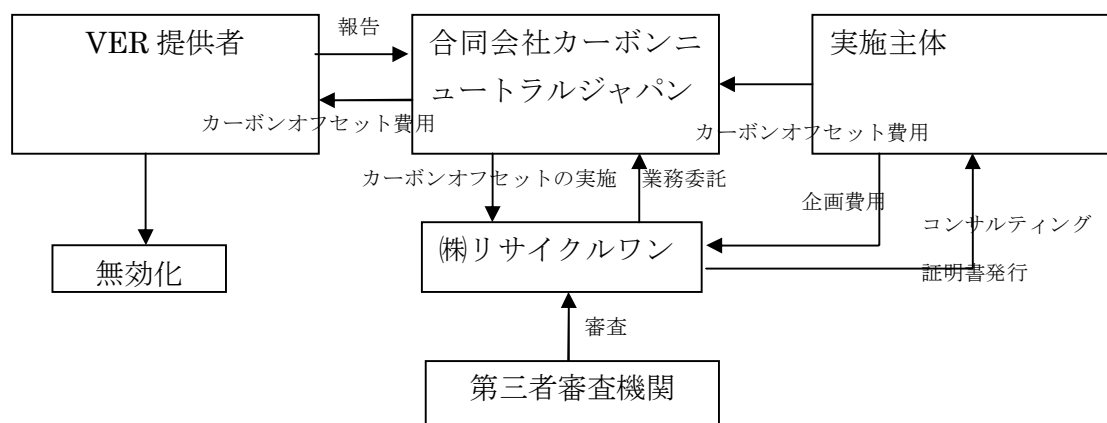


## ② 合同会社カーボンニュートラルジャパンを活用する仕組み

＜CERを用いたカーボンオフセットの場合＞



＜VERを用いたカーボンオフセットの場合＞



## 9.4 各組織の役割

- ・ 株式会社リサイクルワン:カーボンオフセットに関するコンサルティング業務(商品企画、GHG 算定、ロゴマーク提供、証書の発行など)を実施する。
- ・ 合同会社カーボンニュートラルジャパン:クレジットの調達及び無効化を実施する。株式会社リサイクルワンでカーボンオフセット業務を完結する場合には、同業務は株式会社リサイクルワンが行う。
- ・ カーボンニュートラル社:合同会社カーボンニュートラルジャパンもしくは株式会社リサイクルワンに対して、同社保有のクレジットの取消業務を行うとともに、株式会社リサイクルワンに対して、カーボンオフセット業務のノウハウを提供する。
- ・ 実施主体:カーボンオフセットを実施する主体(企業もしくは団体)。
- ・ CER(または VER)提供者:クレジットを合同会社カーボンニュートラルジャパンもしくは株式会社リサ

イクルワンに提供する。

第三者審査機関：本プロトコルに基づきカーボンオフセットが実行されたのかどうかを審査する（環境省「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」における第三者認証機関とは異なるが、基準及び制度の制定をもって第三者認証機関の役割も明記するものとする。

.

## 10. その他

### 10.1 文書及び記録の管理ルール

カーボンオフセットに関する文書の管理は以下のように定める。

- ・ 管理方法  
証憑類(契約書、見積書、請求書等)や証明書等、顧客に提出した文書の管理担当者は、文書の種類、重要度等を考慮して、提出状況や保管状況などを容易に検索できるように、「証憑管理シート」や「押印シート」によって管理する。なお、証明書についてはその写しを保管する。
- ・ 保管期間  
法により保管年限の定めのあるときは、それに従う。また、その他の主要な文書については、温暖化対策事業部長が文書ごとに保管期間を定める。
- ・ 廃棄  
保管期間を満了した文書は、温暖化対策事業部長の承認を得て廃棄する。

### 10.2 本プロトコルの改訂・見直しルール

- ・ 本プロトコルは、毎年6月および、必要の都度内容を見直し、必要に応じて更新、再承認する。その他付随する文書類については、必要に応じ見直し更新する。
- ・ 公共のガイドライン、基準、法律等の公表、任意団体による制度のガイドラインの整備等カーボンオフセットの実施に際し大きな影響があると考えられる精度の公表があった場合は、時期に関わらず適宜内容の見直しを検討する。
- ・ 改訂したプロトコルは、経営会議での決議を持って承認されるものとする。

### 10.3 非常時の対応について

- ・ カーボンオフセット業務において、是正事項が見つかった場合は、即座にその内容を社内で共有し、実施主体に対して、温暖化対策事業部長同席のもと、事情説明および謝罪を行い、内容の公表について実施主体と協議し検討するものとする。

<参考資料>

カーボンオフセットに用いるロゴマーク

<現行のロゴマーク>

【基本ロゴ】



CARBON OFFSET

\*このデータは、商標に使用することができません。

【使用許諾ロゴ】

●ヨコ組み



RECYCLE ONE, Inc. Valid until 2008.00

有効期限

●タテ組み



RECYCLE ONE, Inc.  
Valid until 2008.00

有効期限

●エンブレム組み



Valid until 2008.00

有効期限

\*リサイクルワンが発行する有効期限が記載されたロゴを、必ず使用してください。  
\*有効期限が切れているロゴを、使用することはできません。

<過去のロゴマーク>  
(~2008年10月31日)



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 



CARBON OffSet  
Global Standard 